学校名: 課程の別: 昼間·夜間·通信·その他() 修業年限: ()年

法 …社会福祉士及び介護福祉士法

施 行 令…社会福祉士及び介護福祉士法施行令 施行規則…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

指定規則・・・社会福祉士介護福祉士学校指定規則

指 針…社会福祉士及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針

本表は学校等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各学校等においては直近 の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成29年4月3日作成)

	のでは、大変が上になって、「中国の人」では、「上版でルーン」のは「上版)			
	点検項目	判定	確認書類	
1	入学、既履修単位の認定に関する事項			
	・ 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。	可だと認識し		
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(1)) ている養成施設が多く存在するが、	入学定員を		ľ
	・ 以下のいずれかの入所資格を有しないものを入所させていないか。 一人でも超過すれば指導の対象とな	る。		学則
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第4条)		J	募集要項
	1)学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条第3項各号に掲げる者			·入学資格
	2)学校教育法に基づく短期大学(修業期間3年であるものに限る)を卒業した者(夜間において授業を行う学科			· 確認書類
	2)子校教育法に基づく起期人子(修集期間3年であるものに限る)を卒業した有(校間において技業を打力子科 又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)又は施行規則等1条等の原名とに提ばるまでもって			
		ミカースセフ しょ	= /8	科目認定
	指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 3) 学校教育法に基づく短期大学及け真等専門学校表本業」た表現し、管をすること。	一部できるよう	ノ木	建類
	3) 子校教育広に奉 八位朔八子スは同寺寺门子校を午来した祖文 3 学咨校でして必要な事新仕社会	▶福祉士学ネ	ക്ക	認定
	のつく、指定他設において2年以上相談援助の未務に促争した1 設置及び運営に係る指針6ー(2)ア			E資料
	4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に促事した者		,	
	・ 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。			
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(5)))			
	〇他の学校等において履修した科目については、各社会福祉士学校において、学生等からの申請に基づき、			
	履修科目の教育内容を当該学校の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、			
	当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えない。			
2	施設設備等に関する事項			
_	・ 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(1)~4)すべて満たすこと。)	□適否		申請時の
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号リ、ヌ、ル)		Ш	平面図
	(社会福祉工学校の設置及び運営に係る指針(2-(5)~(7)))			一曲四
				せるを白の
	1)普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。)	□ 適·否	Ш	校舎各室の
	生徒1名当たり1.65㎡(内法)			一覧表
	2)演習室	□□適·否		·備品類目録
	生徒20名に付き1室。演習室の2分の1以上に視聴覚機器を設置すること。			図書目録
	3)実習指導室	□ 適·否]
	生徒20名に付き1室。演習室との兼用可。		l	
	4)図書室	□ 適·否		
	閲覧設備、検索機器等の整備がされているか。			
	通信課程においては、面接授業の実施期間において普通教室、演習室及び実習指導室が確保されているか。			
	・ 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。	□□適・否		
	## =	セフ 書物 / 尼		
3	教員等に関する事項 教員資格が確認では、 (社会を対し、 大きないとのでは、 (社会を対し、 大きないとのできない。 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を対し、 社会を対し、 社会を対し、 はない。 (社会を) (社会会を) (社会を) (社会を) (社会会を) (社会を) (社会) (社会会を) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会) (社会			i •
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ト、チ及び第2号へ) 資格証等は原則とし			5
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第4条第1号二、木、へ) 行うこと。	> C////>	е диск с	_
	・ 専任教員の数は不足していないか。 教育歴でとる場合に			
	(学生の総定員)80人まで・・・3名、120人まで・・・4名、160人まで・・・5名、200人 (専任兼任の別)及	び担当科目	を記	.載
	201人以上…6+(学生の総定員-200)÷50名以上であること。 すること。			
	※通信課程においては1名以上の専任教員を有すること。			
	・ 相談援助演習、相談援助実習指導、相談援助実習を教授する教員は次に掲げる者のいずれかであるか。	□適・否	П	
	1)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれらに準ずる教育施設において、教授、			
	准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有す			
	る者			
	3日 2)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の			
	2)子校教育法に参う、等修子校の等門誌程の等性教員として、社会福祉工の養成に係る美音文は演音の 指導に関し5年以上の経験を有する者			
	3)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者			
	4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会			
	であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの			
	を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者			[
	・ 相談援助演習・相談援助実習指導・相談援助実習を教授する教員の員数は生徒20人に付き1名以上か。	□ 適・否]

	点検項目	判定		確認書類
3	教員等に関する事項(つづき)	,	_	
	・ 各科目を担当する教員は科目ごとに定める要件を満たしているか。	□ 適·否		
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(7-(5)))			
	1)人体の構造と機能及び疾病	□ 適·否		
	(ア)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の			
	学位を有する者。			
	(イ)医師			
	(ウ)保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者。			
	2) 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、	□ 適·否		
	福祉サービス組織と経営、社会保障			
	(ア)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む、以下同じ)又はこれに準ずる教育施設において、			
	法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。			
	(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。			
	(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を	1		
	有する者。	_ * -		
	3)相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法	│	Ш	
	(ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する 教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。	1		
	教授、准教授、助教文は講師、非常動を含む。ことして選考された有。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。			
	(1)子校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を			
	(ア) 子校教育法に参 スペート において、当該付日に関する明光領域を寻及した日で修工人は停工の子位を有する者。			
	(エ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。			
	4) 高齢者に対する支援と介護保険制度	l □ 適·否		
	(ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する			
	教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。			
	(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。			
	(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を			
	有する者。			
	(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事			
	した経験のある者。			
	(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。			
	(カ)介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した			
	経験がある者。			
	5)地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、	□ 適·否		
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療			
	サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更正保護制度			
	(ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する			
	教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。			
	(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。	1		
	(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を	1		
	有する者。	1		
	(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上	1		
	従事した経験のある者。			
	(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。	1		
		1		
		1		
		<u> </u>		

	点検項目						判別	定	確認書類
3	3 教員等に関する事項(つづき)								
	6)相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習						! │	否□	
	(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学		゙゠゙ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙ヹゕ゚゚゚゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙	上級月月1一 ナン1 × 5	ナ 歩垣	准 掛 +亞			1
	助教又は講師(非常勤を含む。) として、相談	援助実習指導又	は相談援助	加実習を5年	以上担当し	た経験を			
	有する者。								
	(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専	京任教員として、村 村 は で 	泪談援助実	習指導又は	相談援助	実習を5年			
	以上担当した経験を有する者。								
	(ウ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助	の業務に5年以	ト従事した	- 終齢を右す	-ス タ				
	(エ)社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員								
	であって、厚生労働大臣が別に定める基準を	満たすものとして	あらかじめ	届け出られ	たものを修	了した者			
	その他その者に準ずる者として厚生労働大臣	Eが別に定める	者。						
	7)添削指導者						□ 適・	否 🗆	
	1)から6)までに掲げる各科目(相談援助実習を	除く)の数量の	答	-該当するま	そひが担に	大学院に		_	11
	おいて、当該科目に関する研究領域を専攻してい		RHAIN	-13-17-01	120.00.0) () (b) (C			
		いる自。							
	(以下、通学課程のみ)] [
	専任教員の1人は、教務に関する主任者であるか。						□ <u>適・</u>	否□	
	・ 専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者で	であるか。					□ 適・	否 □	
	現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保障	険制度、障害者(こ対する支	援と障害者	自立支援	制度			
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	又は低所得者に	対する支持	爰と牛活保証	養制度				
	専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者で			~~~/U IVE	~ " 1/2		一海	否□	
			(全33				니_쁘 .		
	相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方] 典首					_	
	・ 専任教員のうち1人は以下の科目を教授できる者で	であるか。					□ <u>適・</u>	台□]
	相談援助実習又は相談援助実習指導								
L							<u> </u>		
4	教育に関する事項								
	・社会福祉士養成施設の教育の内容は以下の内容以上で	であるか 。					□ 適・	否 □	·教育課程表
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第1)								・シラバス
	(江公田位工力设田位工于汉日足观烈为汉为1/		時間	数					
	科目	一般養成施設		系 成施設(通(言課程)				
		(通学課程)		印刷教材授業	実習				
	人体の構造と機能及び疾病	30		90					
	心理学理論と心理的支援	30		90					
	社会理論と社会システム	30		90					
	現代社会と福祉	60		180					
	社会調査の基礎	30		90					
	相談援助の基盤と専門職	60		180					
	相談援助の理論と方法	120		360					
	地域福祉の理論と方法 福祉行政財と福祉計画	30		180 90					
	<u> </u>	30		90					
	社会保障	60		180					
	高齢者に対する支援と介護保険制度	60		100					Щ
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度			☑₩吐胆(会みてー!	-1+-5+2	よう 次北	*==	_
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度			受業時間に よる監督及					
	低所得者に対する支援と生活保護制度						ここいが	女。	
	保健医療サービス			間としてみた 叔が東教			- LZ 40.	***	
	就労支援サービス			督が事務時					+
	権利擁護と成年後見制度 ②テストの時間数が2時間と計上され							天际に	4
	更正保護制度			っていた→ ともに補講		/ 授耒時間	可个正		
	相談援助演習	_	MU, 62	こびに作語り	以 別家。				
	相 <u>談援助実習指導</u> 相談援助実習	 							
	<u>他談抜助美自</u> 合計	12							
	<u></u>	平田宝羽长道*							
			アンコイロー	ここと	COLEIN				
	レポートの提出等を求め、評価を行っているか。								
	印刷教材による授業時間数90時間につき1回以上の添削指導を行っているか。								
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(8-(3)-ア))								
	〇実際の授業時間数が指定規則又は学則で定める時間数以下となっていないか。						□ 適・	否 🗌	·出勤簿
	・ 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。						適・	否□□	·出席簿
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(7)))						<u>:=</u> _		·講義録
	・ 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(相談援助実習については5分の4)に満たない者					トかい老に	□適・	<u></u> □	·成績認定
	について当該科目の履修の認定をした事例はないか。また、単位認定について学則等に明記されているか。					いるか。			会議記録
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(6-(4)))								
	・実習演習科目について合同授業若しくは合併授業を行っていないか。						□ <u></u> 適・	否	
	ただし、オリエンテーション、実習報告会等教育上支障がない場合においてはこの限りでない。								
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(8-(2)))								
	、								

	点検項目	判定	確認書類
5	実習に関する事項		
	・ 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。	□ 適·否 □	·実習施設
	(昭和62年厚生省告示第203号)		一覧表
	・ 実習時間数が指定規則又は学則で定める時間数以下となっていないか。	□ 適・否 □	
	〇各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができるか。		
	・ 実習指導者の要件を満たしていない者が実習指導者となっていないか。	□ 適·否 □	
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ)		
	社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、社会福祉士実習指導者		
	講習会の課程を修了した者。	l	
	・ 1の相談援助実習施設における同時に実習を行う学生等の受入人数は、実習指導者の員数に5を乗じて	□ 適・否 □	
	得た数を上限としているか。		
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号力)	<u> </u>	
	・ 教員による巡回指導が適正に行われているか。	□適・否□	
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(1)))		
	・ 相談援助実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本としているか。	□ 適・否 □	
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(2)))		
	・ 相談援助実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した	□ <u>適·</u> 否 □	
	上で配属させているか。		
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(10-(8)))		
_	***************		
6	変更承認及び届出に関する事項		
	・ 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、	□ 適・否 □	
	運用していないか。 (社会を対しません)		
	(社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条)		
	(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条)		
	(社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針(4-(1)、4-(2)))	_ *	\u00e4
	1)変更にあたり事前に承認が必要な事項(主なもの)		過去の申請
	〇学則(修業年限)の変更		書類
	〇学則(養成課程)の変更		
	〇学則(入所定員及び学級数)の変更		
	〇校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図	_ *	78 ± 0 H III
	2)変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの)	□ 適・否 □	
	〇学則(カリキュラム)の変更		届書類
	〇学則(その他承認を必要としない部分)の変更 ○東は教員の変更		
	〇専任教員の変更		
	〇実習施設の追加、削除		
	〇実習施設の名称等の変更		
		<u> </u>	

	点検項目		判定		確認書類
7	その他				
	(1) 学校として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	П	適·否		
					l
	 点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)			\rightarrow	
	MINITARY OF THE COUNTY OF THE WAY OF THE WAY				

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:平成 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: